

契約事務の前提となる法的知識を 効率的に身に付けられる解説書!

自治体職員
のための

契約事務 ハンドブック

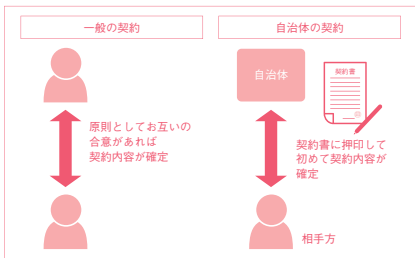
B6判・248頁 定価：本体2,400円+税

監修：占部 裕典（同志社大学法科大学院教授） 田井 義信（同志社大学法科大学院教授）
著者：松村 享（四日市市総務部参事兼総務課長）



すべての自治体職員が、効率的で公平・公正な契約事務を行うことができるよう民法のみならず地方自治法の特則等について、自治体職員である著者が、具体的事例を多く盛り込み、やさしく丁寧に解説した自治体契約入門の決定版!

POINT 1 契約に関する民法の基本的解説から自治体特有の契約とその注意すべき事項をわかりやすく解説



図表 1-5 自治体契約の確定に関する特別

るために、契約書を作成する場合には知事・市町村長等が相手方とともに、記名、押印して初めて契約が確定する旨を規定しています（自治法234条5項）（図表1-5）。

また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」といいます。）4条では、国の機関が締結する契約書には、①給付の内容、②対価の額、③給付の完了の時期、④契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期、⑤対価の支払の時期、⑥各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金、⑦契約に関する紛争の解決方法、⑧その他必要な事項を書面で明

POINT 2 実務に沿って、イラストや図表、具体的事例を随所に交えやさしく説明



図表 3-9 議決すべき契約と予算との関係

容とする契約を締結する旨を合意しておくのが通例となっています。この合意が、一般に「仮契約」と呼ばれています。

また、支出の原因となるべき契約そのほかの行為については予算の定めるところに従う必要があります。そのため、仮契約の締結前に予算措置がなされている必要があることとなります。つまり、具体的な流れは「予算措置」→「入札」→「仮契約」→「議会の議決」→「本契約」という手順になります。したがって、契約締結議案とそれにかかる予算の議案を同時に提出し、議決を求めなくてはなりません。

(3) 契約議案を否決したら損害賠償が必要?

仮契約の後議案に上程された契約に関する議案を議会が否決した場合に、自治体は契約の相手方に対する損害賠償の責任を負うのでしょうか。

この点についてはまず、仮契約の法的性格を考える必要



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はじめに

第1章 さあ契約の世界へ

第1節 契約と自治体職員

- 1 契約とはどんな意味？
- 2 自治体職員が契約法を学ぶ意味は？
- 3 契約が成立するためのルールは？
- 4 契約自由の原則
- 5 自治体契約に特有の制約

第2節 契約の始まり

- 1 契約の成立 —申込みと承諾で成立—
- 2 契約への誘い —申込みの誘引—
- 3 契約の効力が生じる時期は？

第3節 契約成立の効果

- 1 契約の成立で債権債務が発生！
- 2 契約が成立しなくても債務を負う？ —契約締結上の過失—
- 3 契約成立後に事情が変わったら —事情変更の原則—

第4節 契約主体

- 1 契約を締結できるのは —自然人と法人—
- 2 自然人
- 3 法人制度
- 4 その他の団体

- 5 自治体契約と代表者

第5節 代理制度

- 1 本人に代わって行為を行う —代理制度—
- 2 無権代理と表見代理

第2章 契約の種類と自治体の財産

第1節 契約の種類

- 1 契約の分類
- 2 国や自治体の契約 —行政契約—

第2節 自治体にかかわりの深い契約

- 1 物の権利に関する契約
- 2 役務の提供を求める契約
- 3 その他の契約

第3節 自治体における財産管理に関する契約

- 1 財産の分類
- 2 公有財産
- 3 行政財産の管理、処分
- 4 普通財産の管理、処分
- 5 物品の管理
- 6 職員の行為制限

第3章 自治体契約の締結と履行

第1節 さあ契約を締結してみよう！

- 1 これだけはおさえよう！ —自治体契約の基本—

- 2 自治体契約手続の原則 —一般競争入札—

- 3 自治体契約手続の特則

- 4 法令違反の契約の効力は？

第2節 契約締結に当たって必要となる手続

- 1 契約前に予算措置を忘れずに！
- 2 契約締結と議会の議決
- 3 契約に当たって必要となる「施行例」と「仕様書」

第3節 契約の履行

- 1 契約通りの適正な履行 —弁済—
- 2 金銭債権の様々な特則
- 3 相殺
- 4 債務を消滅させる —免除—

第4節 契約の履行を確保するために

- 1 私法の原則 —同時履行の抗弁権—
- 2 強制的に履行を求めるためには
- 3 地方自治法上の履行確保に関する特別規定

第5節 適正な履行がなされなかった場合には

- 1 私法の原則 —債務不履行—
- 2 債務者に責任がなくても責任が —危険負担—
- 3 最後の手段 —契約解除—
- 4 契約解除に関する地方自治法の特則

おわりに

関連書籍のご案内



自治体職員のための 文書起案ハンドブック

B6判・208頁・定価 本体1,500円+税
澤 俊晴 著 (ひろしまね自治体法務研究会)

現役自治体職員が文書起案の
流れに沿ってやさしく解説！



自治体訴訟事件 事例ハンドブック

B6判・368頁・定価 本体1,600円+税
特別区人事・厚生事務組合法務部 編

実際の訴訟担当者による
リアルな事例解説！

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

